



総務省行政相談センター

まぐみみ沖縄

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和 5 年 9 月 13 日
沖縄行政評価事務所

視覚障害者誘導用ブロック等の適切な設置及び維持管理について

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、道路管理者等に参考連絡 —

総務省沖縄行政評価事務所(所長:仲里均)は、以下の行政相談を受け、民間の有識者で構成する行政苦情救済推進会議^(*)(座長:宮國英男弁護士)に諮り、同会議の意見等を踏まえ、令和 5 年 9 月 12 日及び 13 日、道路管理者等に対して参考連絡を行いました。

行政相談の要旨

那覇市内の交差点で白杖をついて歩いている方が立ち往生していた。この場所は、商業施設の近くで人通りや車も多いことから、視覚障害者も安心して渡れるよう、横断歩道に、視覚障害者に横断方向を誘導するための設備(以下「エスコートゾーン」^(注1)という。)を設置した方がよいのではないかと。

また、那覇市内の視覚障害者誘導用ブロック(以下「誘導用ブロック」^(注2)という。)が設置されている歩道において、誘導用ブロックや歩道の破損・浮沈、誘導用ブロックと歩道の色が同系色のため視覚障害者が識別しにくい箇所等がみられるので、視覚障害者が安心して通行できるよう誘導用ブロック及びエスコートゾーン(以下「誘導用ブロック等」という。)の設置・維持管理を適切に行ってほしい。

(注) 1 「エスコートゾーン」は視覚障害者が道路横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列で、横断歩道上に設置されている。

2 「視覚障害者誘導用ブロック」は視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触覚でその存在や大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、危険箇所等の位置を示す「点状ブロック」と進行方向を示す「線状ブロック」の 2 種類がある。

当事務所の調査結果(概要)

歩行者が比較的多いと考えられる、国道等の一部区間における誘導用ブロック等の設置や維持管理状況を調査した結果、誘導用ブロック等が摩耗・破損しているもの、誘導用ブロックが途切れる等しており視覚障害者が進行方向を見失うおそれがあるもの等が、国道(直轄及び補助)において 138 事例、県道において 138 事例、市道において 65 事例みられた(主な事例は資料「視覚障害者誘導用ブロック等に関する調査結果—主な事例—」参照)。



誘導用ブロックが摩耗・破損
(国道 329 号)



誘導用ブロックが未設置
(国道 58 号)



エスコートゾーンが摩耗・破損
(国道 330 号)

行政苦情救済推進会議の意見

- 誘導用ブロックに破損等がある場合、視覚障害者の歩行に支障が生ずるおそれがあることから、速やかな補修を行うとともに、修繕基準に基づく適切な維持管理が必要ではないか。
- 景観を重視した結果、弱視者にとって誘導用ブロックを識別しにくい状況となっているため、歩道と異なる色の誘導用ブロックを設置する、誘導用ブロックの周囲の歩道の色を変える等、認識しやすいようにするとよいのではないか。
- 誘導用ブロックの上に看板が置かれている等、一般の道路利用者に誘導用ブロックに関する意識や情報が浸透していない側面があると考えられることから、誘導用ブロックについての啓発活動も推進していくべきではないか。また、誘導用ブロックの敷設に当たっては、利用者である視覚障害者の意見を参考とすべきではないか。



参考連絡事項

誘導用ブロック等については、各道路管理者等は定期的な点検を行い、必要に応じ補修等を行っているとしているものの、視覚障害者の安全かつ円滑な通行を確保する観点から、各道路管理者等は、必要性の高いものから改善措置を講ずるなどの取組を行うよう検討することが望ましい。このため、当事務所は上記意見を踏まえ、今回の調査結果とともに、下記①から⑥について各道路管理者等に対して、参考連絡

- ① 摩耗・破損している誘導用ブロック等については、可能な限り速やかな補修等を行うこと。
- ② 道路管理者が異なる道路に敷設された誘導用ブロック間での不適切な接続又は途切れがみられる交差点等について改善すること。また、新たに誘導用ブロックを敷設する際には、道路管理者間において必要な協議・調整を実施すること。
- ③ 誘導用ブロックにより歩行する際に、車止め等の障害物への衝突のおそれがあるものについては、障害物の移設等を行うこと。
- ④ 誘導用ブロックの誘導方向が横断歩道の方向と一致しておらず、誤誘導のおそれがあるものについては、再設置等を行うこと。
- ⑤ 誘導用ブロックの色と歩道の色が同系色等となっており、弱視者が誘導用ブロックを識別できないおそれがあるものについては、誘導用ブロックの塗装又は再設置等を行うこと。
- ⑥ 誘導用ブロックについて、より積極的な啓発活動を行うこと。また、視覚障害者の意見を踏まえた誘導用ブロックの敷設を行っていない道路管理者においては、同意見を参考とすること。

(*) 行政苦情救済推進会議

行政相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために開催しているもので、弁護士、学識経験者、報道機関、経済団体等の関係者で構成されています。

(行政苦情救済推進会議の構成員(令和5年2月24日現在。座長以外五十音順))

(座長)宮 國 英 男 弁護士(元沖縄弁護士会会長)
赤 嶺 和 子 NPO 法人消費者センター沖縄理事長
小那覇 安 剛 (株)琉球新報社論説委員長
田 端 一 雄 (一社)沖縄県経営者協会専務理事
西 山 千 絵 琉球大学大学院法務研究科准教授
真 壁 患 修 沖縄行政相談委員協議会会長

【問合せ先】

担当:主任行政相談官 永尾
行政相談官 山内
電話:098-866-0145(代表)